

# 旧穀保町所在土蔵調査報告書

令和元年5月  
秋 田 市

## 1 調査の経緯

### (1) 対象物件の概要

- ①名 称 旧穀保町所在土蔵
- ②所在地 秋田市土崎港南一丁目9-39 (図1 位置図)
- ③所有者 個人
- ④立 地

江戸時代米蔵が建ち並んでいた旧穀保町に位置し、東を旧羽州街道、西を旧雄物川（現国道7号）に面している。

### ⑤構造形式

- ・切妻造 妻入り 鉄板葺き
- ・土蔵造平屋建て 板張りの蔵前、ブロック造の新補部付き
- ・蔵 前 梁間11.980m 桁行8.118m
- ・主体部 梁間 9.280m 桁行31.040m
- ・新補部 梁間11.980m 桁行3.200m

### ⑥年代

西側入り口の壁に明治10年の年号を記載した落書きがあり、同年以前の建築の可能性が強い。また、解体に伴い明治中期以前に使用されていた角釘が採集されている。後世の改修は大きく、建築型式からの年代の特定は困難であるが、落書き、角釘から、明治前期以前と考えられる。

### (2) 調査に至る経緯

- ・解体を決定した所有者が、品田福男氏（土崎史談会会長）に情報提供し、池田憲和氏が蔵内部を調査した。池田氏から市文化振興課に情報提供があった。
- ・平成30年10月23日、池田氏、船木義勝氏の案内により文化振興課が現地を確認、翌24日に所有者と面談し、10月28日から解体工事着手をする予定であるが11月中旬まで延期してもらおうとともに、調査への協力を依頼し了解を得た。

### (3) 調査内容

- ・秋田市文化財保護審議会 澤田享委員の指導、池田氏、船木氏、品田氏の協力のもと平面図、断面図の作成、写真、映像による記録保存を行った。
- ・報告書の作成にあたっては、澤田享委員、公益財団法人文化財建造物保存技術協会 伊藤誠氏の指導、助言をいただいた。
- ・所有者、解体工事業務受託業者の協力のもと祈祷札、落書きの壁および梁の付着物の切り取りを行い保存した。

## 2 旧穀保町所在土蔵の歴史的背景

### (1) 旧穀保町の成立

今回、調査を実施した旧穀保町所在土蔵は、土崎港南一丁目、旧町名では、穀保町に位置する。

旧穀保町は、土崎湊の南端に位置する。雄物川の河口に整備された江戸時代の土崎湊の港湾機能的にも南端に位置し、北隣の旧御蔵町とともに米蔵が建ち並び、港における米の集積地としての機能を担っていた。

佐竹氏の国替前、中世秋田氏の時代、港湾機能は雄物川河口の東岸に分散し、新城川河口に位置していた穀丁が、米の集積地であったと考えられている。

「川口家書付」（土崎港町史）では、

慶長年中、御國替の砌り、當時穀丁ことは湊町、當時穀保町のものどもまかりあり、粒足川は湊川にて、穀丁と申し唱へ、米蔵等之有り、穀保町へ引越し、残り人数にて、空地野形、村開發致し一村に相立て申候由、(以下略)

とあり、佐竹氏の国替前、粒足川（新城川）沿にあった穀丁に米蔵があり、国替の際、穀保町に引っ越したことが記述されている。

また、「間杉家文書」（土崎港町史）では、間杉家の由緒として、

私先祖五郎八儀、生国越前ニ御座候処、本国兵乱ニ付永禄二年六月、父子共ニ当地江罷下候所、御国は静謐ニ而、当時之穀保町ニ住居致罷有候、其砌城之助様湊御居城ニ而、只今之町々は多分御家中屋敷ニ有之候（中略）其後城之助様御国替、乍恐屋形様慶長七寅年御当国御下向、以来モ右之船々取扱売買致罷有候、翌卯年久保田御城江御引移被為遊、其後湊御町割被成置、(後略)

とあり、永禄2年（1559）に北陸越前の戦乱を逃れて移住してきた間杉家の先祖が、穀保町に居住したが、佐竹氏が久保田城に移った後に、「湊御町割」が行われたことが記述され、江戸時代以降の穀保町とは別の穀保町があったことが示唆され、「川口家書付」の内容と一致する。

両資料とも、後世に回顧的に記述したものであるが、佐竹氏の国替によりそれ以前の河口が秋田氏、流域の穀倉地帯が戸沢氏、小野寺氏と領主が分かっていた雄物川の流域の大半が佐竹領になったことから河川舟運による米の集積地が新城川河口の飯島穀丁から雄物川河口に移され、穀保町が作られたものと考えられる。

穀保町の成立年代については、万治3年(1660)年、矢守和右衛門の願い出で穀保町が町割されたとされる。しかし、佐竹氏の久保田築城から半世紀以上後のことであること、穀保町とは特定できないが、「梅津政景日記」元和三年一月十一日条に「元和貳年湊御蔵米」とあり、元和2年(1616)には既に土崎に藩の米蔵が設置されていたことがわかることから、米蔵等の港における港湾機能の整備は早くから進んでいたことがうかがわれる。

このことは、「秋田市史近世通史編」で指摘されているように、近世の土崎が、村高が定められ米年貢を基本とした郡方支配からスタートし、以前から有していた港湾機能に羽州街道の宿場町としての機能が複合的になり、町として発展していったものであり、万治3年の穀保町の成立は、新たな町割と言うよりは、既に成立していた町を追認したような形であったと考えられる。

このことは、羽州街道の駅場役所が設けられ土崎宿が成立したのが万治3年の翌年、寛文元年（1661）であることから推察され、米の集積地としての穀保町の機能は佐竹氏の国替から大きく時間を経ることなく整備されたものと考えられる。

(2) 旧穀保町の町割

旧穀保町は、南北に走る羽州街道の東西に短冊状に町割されている。

「川口家文書」(土崎港町史)では、

往古町屋敷割之義、間口四間ヲ壺軒ト相唱、小間八間ヲ式軒ト相唱候由、式間ヲ半サキ屋敷ト相唱罷有申候

とあり、街道に面した間口は4間(約7.27m)を一軒分とし、倍の8間(約14.54m)の屋鋪、「半サキ」と呼ばれる半分の2間(約3.64m)の屋鋪もあったことがわかる。

さらに、

石保町之儀者万治三庚子年矢守和右衛門ト申者願申上候而、町屋敷ニ被仰付候、但西側行間廿四間在地被下置、外ニ東側当時屋鋪地之外ニて六間宛被下、都合三拾間宛ニ被成下候、其節穀保町ト町名被仰付候

とあり、奥行は西側が24間、東側が6間加えて30間であったことがわかる。街道の東西で奥行が違うことは、西側が旧雄物川の川縁であるという地形的状況も一因と考えられるが、奥行を統一し間口の長さで伝馬役などの負担を課していた当時の社会制度からは、特殊な町割となっている。

一方、「町割始之覺」では、表1のように29の屋鋪割が見られる。奥行が全て24間であり、「川口家文書」の「東側当時屋鋪地之外ニて六間宛被下、都合三拾間宛ニ被成下候」の記述から、6間加える前の状況かと思われる。

表間口は10間が1、8間が1、7間が1、6間が4、5間が1、4間が21であり、基本となる4間が多いが、「川口家文書」には記載されていない5間、7間、10間も認められる。

氏名	表間口	裏行	氏名	表間口	裏行
根布屋輿兵衛	十間	二十四間	内半間は堰になり		
萩庭庄兵衛	八間	二十四間	同一間半 水つき		
青山喜兵衛	六間	二十四間	大井七右衛門	四間	二十四間
根布屋仁右衛門	六間	二十四間	岩見屋清五郎	四間	二十四間
舟木助左衛門	六間	二十四間	關	四間	二十四間
佐川平右衛門	四間	二十四間	内小路一間半		
田村佐右衛門	四間	二十四間	(久保田)鍋屋茂右衛門	四間	二十四間
赤塚十右衛門	四間	二十四間	赤尾屋藤右衛門	四間	二十四間
鈴木五右衛門	四間	二十四間	松山太左衛門	四間	二十四間
小路壹丈			播磨屋仁兵衛	四間	二十四間
浪岡多左衛門	四間	二十四間	(久保田)門野屋藤五郎	六間	二十四間
○屋仁右衛門	四間	二十四間	馬卸小路五間		
相澤治右衛門	四間	二十四間	駒野屋五郎右衛門	四間	二十四間
(久保田)大黒屋重兵衛	四間	二十四間	根布屋武左衛門	四間	二十四間
岡作右衛門	四間	二十四間	木村儀兵衛	四間	二十四間
間杉十五郎	五間	二十四間	水換屋輿惣右衛門	四間	二十四間
矢守九左衛門	七間	二十四間	大工七左衛門	四間	二十四間

表1 「町割始之覺」に記載された屋鋪割の一覧表

「秋田市史第十巻 近世 史料編下」に収録されている「中村家文書」の「土崎湊出入品覚扣(ひかえ)」では、「穀保町蔵数并名前」で文政2年(1819)で37



げられている。東側の出入り口には大きな庇が付けられているが、西側にはない。角度的な表現の可能性もあるが、切妻の棟の角度の狭いものと広いものがあり、間口の広さに対応している可能性がある。また、東側は、前と後ろで屋根の葺き方、棟の高さなどが異なり、前後に2棟の蔵を並べた、または接続させたような形になっている。

弘化3年(1846)の湊古繪圖では、土地を御用地、寺社方除地、御郡方湊町御年貢地、御勘定方地、御町方地に区分し、穀保町は、御町方地となっている。

御蔵町には、木柵で囲まれ東側に門のある御米蔵、鳥越様御米蔵、奉書蔵が並んでいる。

#### (4) 明治以降の港の動向と穀保町・蔵の描写

雄物川河口に整備された土崎湊は、米蔵が港湾の機能のなかで、海から一番離れた御蔵町、穀保町に置かれた。街道絵巻では、沖合に碇泊した弁財船・北前船と附船と呼ばれる小船で積み荷を運びあう姿が描かれている。

秋田市史・近世通史編では、北前船を沖合に碇泊させ、荷物は小船に積み替え運搬していた理由を、河口港の水深などの地形的な理由のみならず、出入銭の徴収のため港に出入りする荷物を藩の管理下に置くためという政治的目的を指摘している。

明治7年(1874)には、平沢八兵衛ら5人の荷主が川浚世話方になり、河港の浚渫と穀保町の船着場の整備を計画し権令国司仙吉に願い出ている。(秋田市史近現代Ⅰ 通史編)

また、明治9年(1876)3月の本県触示留(秋田県公文書館蔵)では、

明治八年貢米正納村々之内、土崎湊エ川下ケ之分別紙之通り弘ク入札ヲ以払下ケ候。尤低価候得者払下差止メ候義モ可有之候条、左之通可相心得事。

第一条～第三条略

第四条 落札金高悉皆上納相済候得ハ、直チニ落札主印鑑為差出此印鑑引合セ、土崎港詰米該当区正副戸長為立会買主エ引渡候事。

以下略

とあり、それまで藩権力により取扱いが特定の商人に限定されていた積み荷の売買を入札で行うことが指示されている。

積み荷の管理のため、沖合の北前船、河口港の海から最も離れた場所に蔵を整備した江戸時代から明治に移り、穀保町等の既存の蔵を利用しつつ時代の変化に応じた港の運用を進めた状況がうかがわれる。

明治10年(1877)12月7日 遐邇新聞(秋田市史 近現代Ⅰ 通史編)「土崎港の景況」では、

昨年は、米穀豊熟なりしゆゑに諸国船の出入りも繁く、本年一月より同十一月までに入港せし船は大小四百九十九艘あり、廻船問屋間杉の一店にて輸出せし米穀の調高は二十万俵余なりと。輸入の物品も之に応じて知らるべし。故に市中の利潤ともなり殊に賑々し。(中略) 今年は珍しくも西南風ばかり吹き募りて、上方船は登りかね、明年まで滞船するなり。

とあり、明治以降も港における主要な取扱い品が米であり、米の収穫量が入

港船数の増減に大きな影響を与えていたことがわかる。同年の秋田県土崎港輸出入物品表によれば、輸入46種 代金489,295円69銭2厘、輸出19種 代金479,544円60銭であった。(秋田市史 第十一巻 近代史料編上)

明治期の穀保町の町並については、明治15年(1882) 土崎港修築略絵図(図3 土崎港修築略絵図「秋田市史 近現代Ⅰ 通史編」)で雄物川東岸、穀保町に蔵が描かれている。河口には護岸があり柵木を巡らした区劃が描かれており、これを御蔵とすれば、ここから上流に向かって15棟の蔵が描かれている。

御蔵側2棟が梁間側が川に垂直に、以降、7棟は梁間を川に斜めにほぼ同じ角度で描かれている。

また、土崎港町史には、「土崎出身故荒井廣成畫伯が明治二十年前後の穀保町を描いた素畫で米俵山積して倉庫の前は往來も出来なかつた時代」(図4)が挿絵とし紹介されている。街道に面した正面側には、蔵本体よりも高さが低い蔵前が付けられ、建物全体に縦線が多く、板張の鞘を持つ土蔵として描いているものと思われる。

また、土崎港町史によれば、明治22年(1889)前後の状況の老人回顧談として穀保町と御蔵町には貸し蔵が28あったとされる。

### 3 旧穀保町所在土蔵の沿革

旧穀保町所在土蔵は、秋田市土崎港南一丁目9-39、旧穀保町の北側に位置していた。

西側は、かつての雄物川河口である国道7号に面しており、現在の国道と土蔵敷地の間は急斜面となっている。

東側は羽州街道に面している。所有者によれば、わら工品業を営んでいた祖父が、昭和28年(1953)に28万8千円で購入し、貸倉庫として使用してきたとされる。その間、土蔵の外側の板、トタンの張り替えや大雪時に屋根架構の追加、貸倉庫使用者による窓の取付けなどの改修が行われた。

### 4 旧穀保町所在土蔵の建造物調査結果について

#### (1) 全体の規模・構造(写真1 東外観 写真2 西外観 図5 平面図)

旧穀保町所在土蔵は、土蔵造の建物の東に板造の蔵前、西側にブロック造の新補部がある。

なお、表記にあたっては、建物の柱と柱の間がいくつあるのかの数は「柱間」(柱3本の場合は2柱間)、1間を約1.8mとして何間となるかの長さを表記する場合は「間」(約3.6mの場合は2間)と表記する。

蔵前、新補部を含めた全体の桁行は、42.358m(約23.53間)、梁間は、11.980m(約6.66間)である。

#### (2) 蔵前

蔵前は、梁間11.980m(約6.66間)、桁行8.118m(4.51間)、羽州街道側正面となる。梁間は、1.420mの入り口、3.630mのシャッターがある。

桁行は、柱間(1.030m+1.879m+1.879m+1.670m+1.060m)であり、西端に外壁と内壁の間に0.600mの隙間が生じている。両端が3尺強、その間が6尺

前後である。北側、南側、東側には壁際に床が張られている。

屋根は切妻造で、土蔵主体部より一段低くなり、大棟のラインが土蔵主体部より南側にずれている。(写真3 蔵前外観)

小屋組は、土蔵主体部の出入り口部にあわせ西端に梁をわたし棟束、小屋束を立て貫を一段入れている。(写真4 蔵前内部西梁間 写真5 同東梁間)

小屋組の手前に桁行北壁から3,410mの場所に柱を立て、垂木と梁で三角形にし、束を立てている。三角形の底辺近くから太い梁かかりが東梁までかけられている。この小屋組は、昭和48年の豪雪の際、補強したものである。

### (3) 主体部

#### ①全体規模

主体部は、梁間9.280m(約5.16間)、桁行31.040m(約17.24間)である。

東梁間は、北から5柱間(0.970m+0.910m+0.910m+0.910m+0.910m)の壁となり、南側4.670mは出入り口として空いている。(写真6 主体部東梁間内側壁)

西梁間は、北から9柱間(0.970m+0.910m+0.970m+0.910m+1.820m+0.910m+0.910m+0.910m+0.970m)である。(写真7 主体部西梁間内側壁)

東梁間と同じく桁行の壁と接する柱間が0.970m、他は1柱間を除き0.910mである。

中央に柱間2つ分の引き戸がある。

桁行は31.040m(約17.24間)であり32柱間、柱間隔は0.970mである。

(写真8 主体部北桁行内側壁 写真9 主体部南桁行内側壁)

#### ②外壁

主体部は、土蔵の北桁行壁から外に0.900m、南桁行壁から外に1.80mに板壁の鞆の痕跡がある。

北壁は、板張の外側にトタンを張った鞆があり、平成以降に改修したものである。(写真10 主体部と鞆の位置関係)

南壁は、蔵前および主体部の東側約6mまでに鞆で囲われ、西側は、鞆屋根の庇が張り出し、庇を支える柱が並んでいるが、板壁は失われている。

主体部の壁から貫が突き出し、鞆屋根の垂木とつなげている。(写真11 垂木と貫の連結部)

また、鞆屋根の庇を支えていたであろう方杖を止める金具も残されていた。(写真12 方杖を固定する金具)

#### ③内壁と壁の内部構造

主体部の内壁は、桁行方向、梁間方向ともに4本の貫が入れられ、上下5マスの格子状になり、土壁が塗り込められている。(写真13 主体部北桁行側内壁) 土壁は部分的に剥落し、亀甲状に縄を組んだ壁の内部状況が観察できる。(写真14 主体部東梁間土壁剥離状況)



#### ④小屋組（図6 断面図）

主体部の小屋組は、梁、束、貫による和小屋組である。（写真15 東梁間小屋組）中央の棟を中心に左右2柱間、全体で4柱間分の短い梁を下に重ねた2段の梁となっている。梁の中央に棟束を立て棟木を乗せ、棟束の左右に各7本の小屋束を立て母屋を乗せている。貫を棟の左右1柱間に3段、その左右2柱間に2段、その外に1段はめ込み、外側にいくにしたがい柵目の減る格子状になっている。

建物内には梁は東梁から桁行方向で4柱間目、8柱間目、12柱間、16柱間、20柱間、24柱間、28柱間にわたされている。（写真16 手前4柱間目梁）

東梁から4柱目の梁は、東梁間と同様、2段の梁、棟束から左右に7本の小屋束、3段の貫により組まれている。（写真17 4柱間目の梁小屋組束から）

桁行の壁とは、桁行の柱に肘木を渡し、梁を乗せ母屋を支えている。（写真18 梁と桁柱の肘木）

8柱間の梁は、基本的な組み方は4柱間目梁と同様である。上段の梁には祈禱札が貼り付けられており、棟束には御幣を入れた箱が取り付けられていた。（写真19 8柱間目梁小屋組束から）

4柱間目の梁と8柱間目の梁の上部中央に、梁かかりがわたされている。（写真20 4柱間目の梁と8柱間目の梁の梁かかり）西隣の12柱間目の梁との間に梁かかりはない。

12柱間目の梁は、北桁行の壁から6柱間（ $0.970\text{m} + 0.910\text{m} + 0.910\text{m} + 0.910\text{m} + 1.810\text{m} + 0.364\text{m}$ ）の柱に上下4段の貫が入れられ、格子状壁になっている。（写真21 12柱間目の梁）梁から上部の小屋組は、基本的にはこれまでの梁と同じである。

12柱間から16柱間に梁かかりがわたされている。（写真22 12柱間目の梁から16柱間目の梁への梁かかり）（写真23 16柱間目の梁西から）

16柱間目と20柱間目の梁は、梁の下の支えが再び1本柱となる。梁かかりは、12柱間目と16柱間目、16柱間目と20柱間目を同じような柱、位置でつなげている。（写真24 16柱間目の梁と20柱間目の梁かかり西から）

24柱間目の梁は、12柱間目の梁同様、柱・貫で格子状に組んだ壁で支えられている。（写真25 24柱間目の梁西から）

柱間数は、土間部分で4柱間（ $0.970\text{m} + 0.910\text{m} + 1.820\text{m} + 1.820\text{m}$ ）である。東側の16柱間目の梁との間では、その東側同様、細目の梁かかりでつなげている。棟の支え方は、これまでの梁とは異なり、二段の梁の上の棟束は棟までは延びておらず、棟束と両端の小屋束の上に肘木状に太い角材を乗せ、その上に縦方向に長く太い角材を梁かかり状に西梁間の壁につなげている。この角材の上に貫をわたし、束を立てることなくその上に棟木を乗せている。（写真26 24柱間目の梁小屋組西から）

28柱間には、太い垂木と帯梁で作られた三角形の中を24柱間目梁から延びる梁かかり状の角材を通す、いわゆるのぼり梁となっている。（写真27 24柱間梁から28柱間の垂木と帯梁 写真28 28柱間目の梁の垂木と帯梁）

28柱間は、河口港側で荷揚げ場に面した西端にあたり、この梁だけがのぼ

り梁となっている。荷揚げされた米等を蔵に運び入れるために、入口の近くに大空間が必要となることから、荷上場に近い西端にのみ柱が不要なのぼり梁を用いていると考えられる。

#### (4) 新補部

主体部の西側には東西3.20m（約1.77間）、南北11.980m（約6.656間）のコンクリート積みの建物が附属している。

主体部からは漆喰枠の引き戸、新補部の外側には扉が付けられている。（写真29 新補部から主体部の引き戸口 写真30 新補部外扉）

南北の端は、土蔵の外側の鞘屋根の軒先部分とほぼ一致している。

### 5 文字資料（図7）

#### (1) 落書

主体部西梁間の出入り口の壁に落書があり、判読した内容を図7に記載した。

上段に、「風吹けば 心細きや 船の人」と「風冷之中に ふらりと居候 金かなければ ならぬ 世の中」とあり、「風吹けば」は五七五で季語がない口語体で川柳、「風冷之」は五七五七七で、下の句に「金かなければ ならぬ世の中」というどんな風雅な句も狂歌風にする定型的な言葉遊びを付けた狂歌である。

「風吹けば」には「船の人」とあり、船乗りの落書と考えられる。

その右下段には「八崙 米」とあり、「やまき」という屋号と考えられる。

その右下段には、「明治十年」の年号があり、「石見国」の国名が見える。狂歌の左側に「石見国那賀郡」とあり、落書の作者が石見国那賀郡、現在の島根県浜田市に関係ある人物と考えられる。

「第一大区小四」で下1文字は判読できないが、「四小区」の「区」の可能性が高く、「第一第区小四区」であれば、島根県浜田市、旧三隅町と考えられる。

船名で「長榮丸」、自分名で「加賀谷 傳兵衛」、「禮治」が読める。

#### (2) 祈禱札

8柱間目の梁に貼り付けられていた。「虚空蔵大菩薩」とあり、土崎湊の日和山の可能性が指摘され、常夜灯により湊に入る船の目印になったと言われる穀保町の虚空蔵尊堂の札と考えられる。

法量は、総高45.0cm、肩高44.3cm、上幅10.0cm、下幅8.3cm、厚さ1.0cmであり、頭部の形状は尖頭を成している。

### 6 まとめ

#### (1) 小屋組と年代

今回調査を行った旧穀保町所在土蔵は、和小屋組の特徴としては、のぼり梁を用いている西端の28柱間梁以外は、梁の上に束と貫で組上げている。また、梁によっては、舟肘木様に梁を二重にしていること、などが特徴として指摘できる。

平成4年に刊行された「秋田県の近代化遺産－日本近代化遺産総合調査報告書－」では、「第4章 総括－近代化遺産とその保存」において「近代産業建築

における木造架構の変遷」として、秋田県域における土蔵、倉庫等の和小屋組、洋小屋組の変遷に関する考察が行われている。

和小屋組では、県内21の和小屋組が一覧表にまとめられ、旧穀保町所在土蔵と同じ土崎地区の土崎湊御蔵6号倉庫、同10号倉庫、那波商店2号土蔵が江戸期に位置づけられ、明治以降の近代和小屋の骨格は、①貫を用いずに梁を何段か重ねる②棟木は束でなく最上段の梁で承ける③梁材のスケールに応じ束を用いたり用いなかったするという特徴を持ち、明治20年（1887）頃に完成され、以降、全く束を使わない（Ⅰ型）、梁と梁の間に束を立てる（Ⅲ型）、Ⅰ型とⅢ型の間（Ⅱ型）に分かれ発展していったと指摘されている。

この和小屋の編年において旧穀保町所在土蔵と同様、梁の上に束と貫で組上げる小屋組は、江戸期の土崎湊御蔵10号倉庫、那波商店2号土蔵に見られる。

土崎湊御蔵10号倉庫は、棟持柱式で棟木は柱頭の舟肘木様の添木で受け、梁を貫状に貫通させ上から楔で止めている。

那波商店2号土蔵は、桁行2間ごとに大梁を設けて棟束の左右1本の小屋束までの貫が2段、その外が1段の和小屋組となっている。那波商店2号土蔵は、祈祷札から弘化2年（1845）とされ、年代は不詳ながら土崎湊御蔵10号倉庫は、元文（1736-1741）又は宝暦（1751-1764）年間に遡る可能性を指摘されている。

秋田地域における小屋組は、事例が少ないことから、型式による年代の特定は困難であるが、明治10年（1877）の年号がある落書きがある。

土蔵内外に後世の改修が多く、どの範囲が当初の建築によるものかは明確ではないが、28柱間目ののぼり梁は、梁および支える壁側の肘木の構造等から、建築当初のものであると考えられる（公益財団法人文化財建造物保存技術協会伊藤誠氏の指摘、助言による。）ことから、明治10年（1877）の年号がある西側出入口部分も建築当初の部分である可能性が高い。

また、使用部位などは不明であるが、解体作業に伴い明治中期以前に使用されていた角釘（写真31 角釘）が採取されていることなどから、明治前期以前の建築であると考えられる。

## (2) 落書きについて

落書きに見える石見国那賀郡は、現在の島根県西部、貞治3年（1364）、大内弘世が石見守護となり、大内氏に支配されたが、戦国時代は毛利氏に支配され、江戸時代は慶長5年（1600）幕府の直轄地となったが、元和5年（1619）、浜田藩が置かれ、那賀郡のうち江川以西の北部77村は、浜田藩領、南部の26村は津和野藩領、江川以東の14村は、石見銀山領となり、海に面する地域は、現在、浜田市となっている。

浜田市には、外ノ浦、瀬戸ケ島、長浜の3つの港があり、なかでも外ノ浦は、北前船の風待ち港および瀬戸内方面への中継港として栄えた。文政8年（1825）で21軒の廻船問屋があり、輸入品は、米、塩、砂糖、昆布、輸出品は、扱芋（こぎあ 麻の繊維）、干鰯、鉄、半紙、石見焼の瓦であった。

外浦における海運・商船関係の資料としては、市指定文化財の諸国御客船帳がある。

廻船問屋の清水屋が延享元年（1744）～明治34（1901）年までに商った8,906艘の船名が記されているが、久保田の船として、文化9年（1812）八幡丸 佐藤与吉郎、金毘羅丸 佐藤与吉郎、文化10年（1813）観音丸 佐々木市右衛門、文化11年（1814）吉祥丸 吉四郎、明治4年（1871）惟神丸、湊の船として、天保3年（1832）万歳丸 大黒屋源助、天保4年（1833）大黒丸 大黒屋源助、天保7年（1836）徳治丸 大黒屋源助、明治9年（1876）吉祥丸 三浦熊吉、吉広丸 三浦政治の船名が見られ、土崎との往来が認められる。

また、山に崙の屋号は、安政2年（1855）に設立された東講が発行した、東講商人鑑の「羽州秋田郡久保田城下諸商人細見」では、「三百二十三 川端二丁目南 酒造店 御用 堀松〇助」に見られるが、遠隔地の商家の可能性もあり、特定できない。なお、明治38年（1905）の「信用確實營業家 秋田市明細案内」には、山に崙の屋号は見られない。

いずれ、落書きの年号が、書いた年月と確定できれば、土蔵の建築年代をそれ以前と特定できる貴重な資料である。

旧穀保町所在土蔵は、桁行が24間であること、土蔵を板壁に覆っていることなど文献資料や絵図、絵画資料などとの類似点も多く、近世から近代の土崎の港湾機能や歴史的景観の復元等に寄与する資料であり、今後も多角的な検証・研究が必要であると考えられる。

#### 参考文献

渡部景一	『秋田氏歴史地図』	1984年
秋田県教育委員会	『秋田県の近代化遺産－日本近代化遺産総合調査報告書』	1992年
秋田市	『秋田市史第10巻近世資料編下』	1999年
秋田市	『秋田市史第11巻近代資料編上』	2000年
秋田市役所土崎出張所	『土崎港町史』	1979年（復刻）
秋田市	『秋田市史第3巻近世通史編』	2003年
秋田市	『秋田市史第4巻近現代Ⅰ通史編』	2004年
無明社	『復刻 東講商人鑑』	2006年